

松江城からの眺望基準の見直し案(松江市景観計画の一部改正案) に対するパブリックコメント(意見募集)

松江市まちづくり部建築審査課

1. 趣旨

松江市の良好な景観の保全・創出を図るため、景観計画に基づく行為の制限(景観形成基準)による規制・誘導を行っています。

松江市景観計画では、松江城を主要な展望地の1つに指定し、松江城天守からの眺望に関する基準として「松江城景観形成基準」を定めています。

今回、松江市の山の稜線景観の保全および宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島の眺望を保全するため、より客観的で分かりやすい基準となるよう、基準の見直しを行います。

つきましては、新規基準案を市民のみなさまにお示しし、意見募集を行います。

よりよい基準とするために、みなさまから幅広いご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

2. 意見募集期間

令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金)

※令和7年1月10日(金)17時までに建築審査課に必着とします。

3. 掲出・閲覧場所

松江城からの眺望基準の見直しの概要は、次の各所でご覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階行政資料コーナー、別館3階建築審査課)
- 各支所

4. ご意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。※口頭でのご意見は受け付けていません
- ・なお、障がいなどのためこれらの方法によりがたい場合は末尾に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ※宛先、送信先は末尾に記載
 - ・持参(持参先:松江市役所建築審査課)
- ・ご意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあつては、名称、所在地)を記載してください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江城からの眺望基準の見直しに対する意見提出書」を添付しています。

5. お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、基準見直しの参考にさせていただきます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・ご意見の提出先

松江市まちづくり部建築審査課景観指導係

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5387

FAX 0852-55-5552

電子メール keikan@city.matsue.lg.jp